

# (参考) 配偶者の相続等に関する民法改正

1. 婚姻期間が20年以上である夫婦間で住まいを遺贈又は贈与した場合、遺産分割に含めない（配偶者の取り分が増える）。

【903条4項】

婚姻期間が20年以上であるの夫婦間で居住用不動産（居住用建物又はその敷地）の遺贈又は贈与された場合については、原則として、遺産分割における配偶者の取り分に含めないのので、配偶者の相続分が増えることとなる。

上記の場合において、その遺贈又は贈与について**第一項の規定（相続分に含める）を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。**

\*遺贈による特別受益の持ち戻しの免除は、同じく遺言によるべきとする見解もあるので、念のため、遺言によって行うべきでしょう。

\*配偶者持ち戻し免除の場合でも、**遺留分請求の対象**になる

## 2. 配偶居住権【第1028条】

配偶者居住権は、被相続人の財産である**建物**に、**相続開始の時に居住している**ことを前提として、以下の場合に成立します

- ① 遺産分割により、配偶者居住権を取得するものとされたとき
- ② 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき
- ③ 配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の死因贈与契約があるとき

\*相続時別居している場合には適用しない

\*配偶者は売却や相続はできない（老人ホーム入居の資金として売却できない）

\*遺言書には、「遺贈する」と記載する（「相続させる」と記載しない）

\*「居住権」は相続分において、不動産評価額が複数の相続人に分割されるためその分生活費としての相続分が増える。

### 3. 配偶者短期居住権【1037条】

- ① 成立要件 被相続人の配偶者が被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していたこと。（内縁の配偶者は含まれない）
  
- ② 内 容
  - イ. 無償で使用することができる
  - ロ. 配偶者短期居住権によって受けた利益は、配偶者の具体的相続分からその価格を控除することを要しない。
  
- ③ 収益権限  
建物の「使用」権限のみが認められ、「収益」権限は認められない。

## ④ 配偶者居住権の存続期間

イ. 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産分割をすべき場合（１項１号）

- ・ 遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日⇒または
- ・ **相続開始の時から６カ月を経過する日**

ロ. イ以外の場合（１項２号、３項）

- ・ 遺言等で居住建物の所有者となった者は、いつでも配偶者短期居住権の消滅の申入れができる。
- ⇒ **申し入れがなされた日から６カ月経過後消滅する**

## 4. 特別の寄与【1050条】

相続人以外の親族が**無償**で被相続人の**療養看護**を行った場合には、**相続人に対して、金銭の請求**をすることができる。  
(相続人の特別の寄与は903条～904条の2)

\*相続人に認められる寄与分については、904条の2を適用

\*特別の寄与とは、「療養看護その他の労務提供」であり、労務提供を伴わない介護費の支給の場合、金銭の給付となるため、「療養看護その他の労務提供」には含まれない。

\*無償要件：被相続人の意思を受けて相続人以外のものが特別寄与者に対する金銭の支払いをした場合にも「無償」の要件を満たさない場合が多い。